

琴浦町下水道事業審議会条例

(趣旨)

第1条 琴浦町下水道事業(以下「下水道事業」という。)の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、琴浦町下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 下水道事業の使用料に関すること。
- (2) 下水道受益者負担金及び分担金に関すること。
- (3) 下水道事業の管理運営に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道の使用者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての審議会は、町長が招集する。

3 審議会の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 審議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。